那覇港浦添ふ頭地区交流・賑わい空間公有水面埋立事業に係る

環境影響評価準備書への意見書の提出について

沖縄県環境影響評価条例第 17 条の規定に基づき、準備書の内容について環境の保全の見地から意見がある者は、次に定めるところにより事業者に対し書面により意見を提出することができます。

１．提出期限：令和８年 12 月 11 日（金）まで（必着）

２．提 出 先：下記「４」の問合せ先。

３．その他意見書の提出に必要な事項

① 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所
（法人・団体の場合は、名称、代表者の氏名、事務所所在地）

② 意見書の提出の対象である準備書の名称

③ 準備書についての環境の保全の見地からの意見
（意見は日本語により、意見の理由を含めて記載すること）

４．問合せ先

浦添市土地開発公社　事業係

住　所：〒901-2501　沖縄県浦添市安波茶一丁目 1 番 1 号

電　話：098-876-1234（内線 4168）

メール：totikaihatu@city.urasoe.lg.jp

那覇港浦添ふ頭地区交流・賑わい空間公有水面埋立事業に係る
環境影響評価準備書に対する意見書

令和　　年　　月　　日

浦添市土地開発公社　理事長 宛

〒

住　所

氏　名

（法人その他の団体にあってはその名称、
代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

１．環境の保全の見地からの意見

２．上記意見の理由

【提 出 先】〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶 1-1-1　浦添市土地開発公社
【提出期限】令和８年 12 月 11 日（金）午後５時まで
【提出方法】持参、郵送又はメール（提出期限内必着）
【お問い合わせ先】TEL：098-876-1234（内線４１６８）
Mail：totikaihatu@city.urasoe.lg.jp